

本編⑪「儀法 vatta 犍度（小品第八：行儀作法）」2020.8.29

比丘（同士）の行儀作法についての「犍度（体系的にまとめたもの）
の つづき

⑨用便の儀法

そのとき、バラモン（！）出身 brāhmaṇajātika のある比丘がいた。大便をして洗い ācametum たくなかった。「誰がこんな不潔で臭いものに vasalam duggandham [左手であっても] 触れようか āmasissati」。彼の大便道に虫が生じた kimi saṅṭhāsi。比丘たちに報告。「そなたは大便して洗わない na ācomesi のか?」「洗わない」。少欲の比丘たちがイライラ……釈尊に報告。「真実か?」「真実です」。呵責して説法して、「比丘たちよ、大便してもし水があれば洗わざるべからず。洗わない者は悪作に墮す」。

（比丘戒 227 項目の中、特に最後の衆学法 75 項目の中に食事の作法はほぼ同じ内容が多いが、用便についてのこれと同じ項目はない。つまり、犍度部で制定されている項目たちを含めると比丘戒は 227 より多い。）

⑩大便所の儀法

そのとき、比丘たちは大便所 vaccakuṭi で長幼に随って yathāvuddham 大便していた。新参比丘たちは先に paṭhamataram 来て大便を催して待ち、耐え、気絶して倒れた。釈尊にこれを告げた。「真実か?」「真実です」。呵責して説法して告げる。

「比丘たちよ、大便所で長幼に随って大便すべからず。する者は悪作に墮す。比丘たちよ、来た順番に āgatapatipāṭiyā 大便することを許す」。

○

そのとき、六群比丘たちはとても急いで atisahasā 大便所に入り、裾を捲って大便所に入り、うめきながら大便し、楊子 dantakaṭṭha を噛みながら大便し、大便甕の外に大便し、尿甕 passāva-donikā の外に小便し、尿甕に唾 kheḷa を吐き、粗悪な木の棒（糞搔きベラ）で pharusena kaṭṭhena [大便を] 搔き avalekhati、「糞搔きへラ avalekhana-kaṭṭha」を便の穴 vaccakūpa に落とし、とても急いで出て、裾を捲って出て、チャブチャブ音を出して洗い capucapukārakam ācamenti、洗い盤 ācamana-sarāvaka に水を残した sesenti。

少欲の比丘たちがイライラ……釈尊に報告。「真実です」。呵責して説法して、

「では、大便所の儀法を制定します」。

○

大便所に行ったら、外に立って咳をすべし ukkāsitabbam。中にかがんでいる者も咳をすべし。衣架 (cīvaravaṃsa 竹製) あるいは衣縄 (cīvararajju) に大衣を掛けて、よく慌てずに ataramānena 大便所に入るべし。

とても急いで atisahasā 大便所に入るべからず。裾を捲って大便所に入るべからず。大使用の足置き場 vaccapādukā に立ってから裾を捲るべし。うめきながら大便すべからず。楊子 dantakaṭṭha を噛みながら大便すべからず。大便甕の外に大便すべからず。尿甕 passāva-donikā の外に小便すべからず。尿甕に唾 kheḷa を吐くべからず。粗悪な木の棒 (糞搔き棒) で pharusena kaṭṭhena [大便を] 搔く avalekhati べからず。「糞搔き棒 avalekhana-kaṭṭha」を便の穴 vaccakūpa に落とすべからず。大使用の足置き場に立ってから裾を覆うべし。とても急いで出るべからず。裾を捲って出るべからず。洗い場の足置き場 ācamanapādukā に立って、裾を捲るべし。チャプチャプ音を出して洗う capucapukārakam ācamenti べからず。洗い盤 ācamana-sarāvaka に水を残す sesenti べからず。洗い場の足置き場に立って裾を覆うべし。

大便所が汚れたら ūhata 洗うべし。「糞搔きベラ avalekhana-pidhara (糞搔き棒置き場?)」がいっぱい pūra になったら、「糞搔き棒 avalekhana-kaṭṭha」を捨てるべし。大便所が塵に汚れたら掃除すべし。地面が塵に汚れたら地面を掃除すべし。室 pariveṇa……門屋 koṭṭhaka が汚れたら掃除すべし。洗い甕 ācamana-kumbhī に水が無ければ水を灌ぐべし。以上が大便所の儀法なり。

⑪ 和尚への奉持の儀法

あるとき、弟子たち「共住比丘 saddhi-vihārikā たち」(先に述べられた部屋に一人か二人以上かは、子弟としての共住だった)は和尚 upajjhāya(親教師)など(師匠 ācariya は和尚 upajjhāya の補佐)に正しく奉持 sammāvattanti しなかった。少欲の比丘たちがイライラ……釈尊に報告。「真実です」。呵責し説法し、

「弟子の和尚等への奉持の儀法を制定します」。

○ (『犍度』大品第一「大犍度」の中の制定と同じ) 25-8~24

(「大犍度」25-1~7: 比丘に行儀の悪いのがいて、托鉢や食事の作法ができていないので、「年長の比丘に自分の師匠になることをお願いすることを許す」と。弟子は師匠のお世話をし、師匠は弟子に立ち居振る舞いを含めて教える。

→具足戒では出家のときに師匠も決めてもらえるので、この犍度はそれ以前からか?)

弟子は和尚に対して正しく奉持すべし。正しい奉持とは：

①朝のお世話

朝起きて、草履を脱ぎ *omuñcitvā*、上衣を偏袒にし *ekaṃsaṃ uttarāsaṅgaṃ karitvā*、楊子 *dantakaṭṭha* を与えるべし。漱ぎ水 *mukhodaka* を与えるべし。座具を設けるべし。粥 *yāgu* があれば、器 *bhājana* を洗って粥を捧げるべし *upanāmetabbā*。[和尚が] 粥を飲み終わったら *pītassa*、水を与え、器を取って下に置き、壊さないようによく洗って納めるべし。和尚が立ち上がったなら座具を取り去るべし。そこが塵に汚れたら掃除すべし。

②托鉢

和尚が [托鉢に] 村に入りたいときは、下衣 *nivāsana* を与えるべし。副下衣 *paṭṇivāsana* を取るべし。帯を与えるべし。よく畳んで *saguṇaṃ katvā*、大衣 *saṅghāṭṭiyo* [pl.] を与えるべし。鉢を洗って水を入れて *saudako* 与えるべし。もし和尚が随従沙門を求める *pacchāsamaṇaṃ ākaṅkhati* なら、三輪 *timaṇḍala* (へそと両ひざ) を覆い、下衣を巻き付け、帯を締め、大衣を畳んで紐で縛って、鉢を洗って携え、和尚の随従沙門となるべし。[和尚から] 遠過ぎず *nātidūre* 近過ぎず *accāsanne* 行くべし。[和尚の] 鉢に入ったものを取るべし *pattapariyāpannam paṭiggahetabbam*。

和尚が話すとき *bhaṇamāna* 話を中断すべからず *na antarāntarā kathā opādetabbā*。もし和尚が違戒するかのように *āpattisāmantā* 話すなら、遮すべし *nivāretabbo*。帰るときは *nivattantena* 先に帰って座具を設けるべし。足を洗う水・足台・足を拭く布を用意すべし。迎えて、鉢と大衣を受け取るべし。[和尚のためにに持っていた] 副下衣を与え、[和尚の] 下衣を取るべし。上衣 *cīvara* が汗で湿っているなら、しばらく熱い処で乾かすべし。熱い処に上衣を放置すべからず。上衣を畳むべし。上衣を畳むときは [前日に畳んだ] 端から指四本分を残して畳むべし。中に破れ目 *bhanga* がないようにするため(折り目をずらして傷みにくくする)。帯は上衣のひだ *obhoga* にはさむべし *kātabbam*。施食があつて和尚が食したければ、水を与えて施食を捧げるべし。

③食後のお世話

和尚に水が必要かと問うべし *pāniyena pucchitabbo*。食し終われば、水を与え、鉢を取って下に置き、壊さないようによく洗って、水を切って、しばらく熱い処で乾かすべし。熱い処に鉢を放置すべからず。鉢と上衣を納めるべし。鉢を納めるときは一方の手で鉢を取り、もう一方の手で床の下あるいは椅子の下を触ってから納めるべし。何もない処 *anantarahita* (露地) に置いてはいけません

(落し物のよう)。上衣を納めるときは一方の手で上衣を取り、もう一方の手で衣架 (cīvaravaṃsa 竹製) あるいは衣縄 (cīvararajju) をこすってから pamaḥḥitvā、端を外側に中をこちら側にして上衣を納めるべし。和尚が立ち上がったなら座具を取り去るべし。足洗い水、足台、足ふき布を納めるべし。そこが塵に汚れたら掃除すべし。

④沐浴のお世話

和尚が沐浴したいなら、沐浴の準備をすべし paṭiyādetabbam。冷たいのを欲せば冷たいのを準備すべし。熱いのを欲せば熱いのを準備すべし。もしサウナを欲せば、「砕かれた＝塗り粉 cuṇṇa」をこねるべし sannetabba。粘土 mattikā を湿らすべし temetabbā。サウナ [で座る] 台を持って和尚に随従して piṭṭhito-piṭṭhito (背後から) 行って、サウナの台を与え、上衣を取って一方に置くべし。塗り粉を与え粘土を与えるべし。できれば [一緒に] サウナに入るべし。サウナに入るには、粘土を面に塗り前と後ろを purato ca pacchato ca 覆ってサウナに入るべし。

⑤サウナ (重複部分も)

長老比丘を押しして anupakhajja 坐るべからず。新参比丘を座より拒むべ paṭibāhitabbā からず。サウナで和尚に奉侍すべし parikammam kāṭbbam。サウナを出るには、サウナの腰掛 piṭṭha を持って前と後ろを覆ってサウナを出るべし。(身体を冷やし汗と膏を流すための) 水中でも和尚に奉侍すべし。

先に出て、自分の身体 gatta の水を切って下衣を着け、和尚の身体の水をぬぐい、下衣を与え、大衣を与え、サウナの台を持って先に行って座を設け、足洗い水、足台、足布を置くべし。和尚に水が必要か問うべし。

⑥教えを請う

もし [和尚が] 説教の請いを受けんと欲せば説教を請うべし。もし [和尚が] 問いに答えんと欲せば問うべし。

(部屋の掃除の儀法は以前に述べられたとおり。弟子が共住部屋を掃除する。かつて、「寝台に寝台を載せ、椅子に椅子を載せ」の解釈に悩んだが、二人部屋だからかも。)

○和尚の戒律違反

もし和尚に不欣喜 anabhirati が生じたら、弟子は取り除くべし vūpakāsetabbā。[他者に] 取り除かせるべし。あるいは和尚のために法話をすべし。もし和尚に後悔 kukkucca が生じたら、弟子は取り除くべし vinodetabbam。[他者に] 取り除かせるべし。あるいは和尚のために法話をすべし。もし和尚に悪見 (成見)

ditthigata が生じたら、弟子は遠離させるべし vivecetabbam。[他者に] 遠離させてもらうべし。あるいは和尚のために法話をすべし。

もし和尚が重大な法 garudhamma を犯して ajjhāpanno[āpajjati]別住（謹慎）に値するとき parivāsāraho、弟子は「サンガは和尚に別住を与えしむべし」と熱心に ussukkamなるべし。もし和尚が本日治（根本に引き戻す[謹慎中にまた違反したら最初から謹慎やり直し]）mūlāya paṭikassana に値するとき、、、マーナッタ mānatta (penance 贖罪行為としての苦痛)に値するとき、、、出罪（復帰）abbhāna に値するとき、、、

○和尚への裁判

もしサンガが和尚に苦切（叱責）tajjanīyam、依止（監視？）nissayam、驅出（追放）pabbājanīyam、下意（在家者に許しを請う expiate 贖罪, reconciliation 和解・仲裁）paṭisāraṇīyam、拳罪（応除却、権利停止＝謹慎？）ukkhepanīyamのカンマ（裁判）（「羯磨犍度」を参照）を為そうとすれば kammam kattukāmo、弟子は熱心にサンガがカンマをおこなわないようにし na kareyya、軽減するようにし lahukāya、あるいは取り下げるように pariṇāmeyya すべし。

しかしサンガによって和尚に叱責、依止、追放、贖罪、拳罪のカンマが為されたら、弟子は熱心に、和尚が[カンマを] 正しく奉持するように、従順になるように、滅罪に向かうように netthāram vatteyya、サンガがそのカンマを解く（安息・止滅する）ようにすべし paṭipassambheyya。

○和尚の衣

和尚の上衣を洗うべきときは、弟子は洗うべし。あるいは努めて[他者に] 洗わしむべし。和尚の上衣を作るべきときは、弟子は作るべし。あるいは努めて[他者に] 作らしむべし。和尚の染料 rajana（樹の葉、枝、根っこなど）を煮る pacati べきときは、弟子は煮るべし。あるいは努めて、、、和尚の衣を染料に入れるべきときは、、、上衣を染めるときは、よく裏返し裏返しして samparivattakam-samparivattakam染めるべし。水滴 theva が切れない acchinna うちにその場を離れるべからず。

○和尚の鉢

和尚に尋ねずに他人に鉢を与えるべからず。他人より鉢を受けるべからず。上衣を、、、資具 parikkhāra を、、、他人の頭髪を剃るべからず、、、他人に奉持すべからず na parikkammam kātabbam、、、他人の仕事 veyyāvacca をするべからず、、、他人の随従沙門となるべからず、、、他人の施食を運ぶべからず、、、和尚に尋ねずに村に入るべからず。墓場 susāna に行くべからず。地方に出かけるべからず。

ず。

和尚が病め *gilāna* ば、命ある限り *yāvajīvaṃ*、お世話すべし。快癒を待つべし（〔病床からの〕立ち上がりを期待すべし *vuṭṭhānassa āgametabbam*）。

以上が、和尚への奉持の儀法です。

⑫和尚が弟子を育てる儀法

（『犍度』大品第一「大犍度」の中の制定と同じ）

○普段の世話

和尚は弟子に正しく奉持す *sammāvattanti* べし：

和尚は説示 *uddesa*、質問 *paripucchā*、教導 *ovāda*、教戒 *anusāsaniya* によって弟子を撰護撰受すべし *saṃgahetabbo anuggahetabbo*。

もし和尚が鉢を持ち弟子が持たないなら、和尚は弟子に鉢を与えるべし。あるいは与えさせるべし。上衣を、、、資具を、、、（自分のものをではなく、精舎に予備があるのでそれを。なければ在家信者に頼んで。）

①（弟子が病時の）朝の世話

弟子が病気になったら、朝起きて、楊子 *dantakaṭṭha* を与えるべし。漱ぎ水 *mukhodaka* を与えるべし。座具を設けるべし。粥 *yāgu* があれば、器 *bhājana* を洗って粥を捧げるべし *upanāmetabbā*。〔和尚が〕粥を飲み終わったら *pīssa*、水を与え、器を取って下に置き、壊さないようによく洗って納めるべし。弟子が立ち上がったなら座具を取り去るべし。そこが塵に汚れたら掃除すべし。

②（弟子の）托鉢

弟子が〔托鉢に〕村に入りたときは、下衣 *nivāsana* を与えるべし。副下衣 *paṇivāsana* を取るべし。帯を与えるべし。よく畳んで *saguṇaṃ katvā*、大衣 *saṅghāṭṭiya[pl.]* を与えるべし。鉢を洗って水を入れて *saudako* 与えるべし。

帰るときは *nivattantena*、座具を設けるべし。足を洗う水・足台・足を拭く布を用意すべし。迎えて、鉢と大衣を受け取るべし。副下衣を与え、下衣を取るべし。上衣 *cīvara* が汗で湿っているなら、しばらく熱い処で乾かすべし。熱い処に上衣を放置すべからず。上衣を畳むべし。上衣を畳むときは〔前日に畳んだ〕端から指四本分を残して畳むべし。中に破れ目 *bhanga* がないようにするため（折り目をずらして傷みにくくする）。帯は上衣のひだ *obhoga* にはさむべし *kātabbam*。施食があつて弟子が食したければ、水を与えて施食を与えるべし。

④（弟子の）食後の世話

弟子に水が必要かと問うべし **pāniyena pucchitabbo**。食し終われば、水を与え、鉢を取って下に置き、壊さないようによく洗って、水を切って、しばらく熱い処で乾かすべし。熱い処に鉢を放置すべからず。鉢と上衣を納めるべし。鉢を納めるときは一方の手で鉢を取り、もう一方の手で床の下あるいは椅子の下を触ってから納めるべし。何もない処 **anantarahita**（露地）に置いてはいけません（**落し物のよう**）。上衣を納めるときは一方の手で上衣を取り、もう一方の手で衣架（**cīvaravaṃsa** 竹製）あるいは衣縄（**cīvararajju**）をこすってから **pamajjitvā**、端を外側に中をこちら側にして上衣を納めるべし。弟子が立ち上がったなら座具を取り去るべし。足洗い水、足台、足ふき布を納めるべし。そこが塵に汚れたら掃除すべし。

⑤（弟子の）沐浴の世話

弟子が沐浴したいなら、沐浴の準備をすべし **paṭiyādetabbam**。冷たいのを欲せば冷たいのを準備すべし。熱いのを欲せば熱いのを準備すべし。もしサウナを欲せば、「砕かれた＝塗り粉 **cunṇa**」をこねるべし **sannetabba**。粘土 **mattikā** を湿らすべし **temetabbā**。サウナ〔で座る〕台を持って行って、サウナの台を与え、上衣を取って一方に置くべし。塗り粉を与え粘土を与えるべし。できれば〔一緒に〕サウナに入るべし。サウナに入るには、粘土を面に塗り前と後ろを **purato ca pacchato ca** 覆ってサウナに入るべし。

⑥サウナ（重複部分も）

長老比丘を押しして **anupakhajja** 坐るべからず。新参比丘を座より拒むべ **paṭibāhitabbā** からず。サウナで弟子に奉侍すべし **parikammam kāṭbbam**。サウナを出るには、サウナの腰掛 **pīṭha** を持って前と後ろを覆ってサウナを出るべし。（身体を冷やし汗と膏を流すための）水中でも弟子に奉侍すべし。

先に出て、自分の身体 **gatta** の水を切って下衣を着け、弟子の身体の水をぬぐい、下衣を与え、大衣を与え、サウナの台を持って先に行って座を設け、足洗い水、足台、足布を置くべし。弟子に水が必要か問うべし。

⑦~~教えを請う~~部屋の掃除

（部屋の掃除の儀法は以前に述べられたとおり。弟子の病時は和尚が共住部屋を掃除する。）

○弟子の戒律違反

もし弟子に不欣喜 **anabhirati** が生じたら、和尚は取り除くべし **vūpakāsetabbā**。〔他者に〕取り除かせるべし。あるいは弟子のために法話をすべし。もし弟子に後悔 **kukkucca** が生じたら、和尚は取り除くべし **vinodetabbam**。〔他者に〕取り

除かせるべし。あるいは弟子のために法話をすべし。もし弟子に悪見（成見）*ditthigata*が生じたら、和尚は遠離させるべし *vivecetabbam*。〔他者に〕遠離させてもらうべし。あるいは弟子のために法話をすべし。

もし弟子が重大な法 *garudhamma* を犯して *ajjhāpanno*[*āpajjati*]別住（謹慎）に値するとき *parivāsāraho*、和尚は「サンガは弟子に別住を与えしむべし」と熱心に *ussukkam*なるべし。もし弟子が本日治（根本に引き戻す〔謹慎中にまた違反したら最初から謹慎やり直し〕）*mūlāya paṭikassana* に値するとき、、マーナッタ *mānatta* (*penance* 贖罪行為としての苦痛)に値するとき、、出罪（復帰）*abbhāna* に値するとき、、

○和尚への裁判

もしサンガが弟子に苦切（叱責）*tajjanīyam*、依止（監視？）*nissayam*、驅出（追放）*pabbājanīyam*、下意（在家者に許しを請う *expiate* 贖罪, *reconciliation* 和解・仲裁）*paṭisāraṇīyam*、挙罪（応除却、権利停止＝謹慎？）*ukkhepanīyam*のカンマ（裁判）（「羯磨犍度」を参照）を為そうとすれば *kammaṃ kattukāmo*、和尚は熱心にサンガがカンマをおこなわないようにし *na kareyya*、軽減するようにし *lahukāya*、あるいは取り下げるように *pariṇāmeyya* すべし。

しかしサンガによって弟子に叱責、依止、追放、贖罪、挙罪のカンマが為されたら、和尚は熱心に、弟子が〔カンマを〕正しく奉持するように、従順になるように、滅罪に向かうように *netthāraṃ vatteyya*、サンガがそのカンマを解く（安息・止滅する）ようにすべし *paṭipassambheyya*。

○弟子の衣

弟子の上衣を洗うべきときは、和尚は「このように洗うべし」と教えるべし。あるいは努めて〔他者に〕弟子の上衣を洗わしむべし。弟子の上衣を作るべきときは、和尚は「このように作るべし」と教えるべし。あるいは努めて〔他者に〕弟子の上衣を作らしむべし。弟子の染料 *rajana*（樹の葉、枝、根っこなど）を煮る *pacati* べきときは、和尚は「このように煮るべし」と教えるべし。あるいは努めて、、弟子の衣を染料に入れるべきときは、、上衣を染めるときは、よく裏返し裏返しして *samparivattakam-* *samparivattakam*染めるべし。水滴 *theva* が切れない *acchinna* うちにその場を離れるべからず。

○和尚の鉢なし

弟子が病め *gilāna* ば、命ある限り *yāvajīvam*、世話すべし。快癒を待つべし（〔病床からの〕立ち上がりを期待すべし *vuṭṭhānassa āgametabbam*）。

以上が、弟子への奉持の儀法です。